

田辺市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による田辺市新庁舎整備に関する住民投票条例の制定請求を令和2年12月7日に受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により田辺市条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和2年12月7日

田辺市長 真 砂 充 敏

記

1 田辺市条例制定請求代表者の住所及び氏名

住所	田辺市神子浜二丁目	氏名	奥 山 雅 司
住所	田辺市芳養松原二丁目	氏名	木 田 誠 也
住所	田辺市上万呂	氏名	庄 司 靖
住所	田辺市龍神村宮代	氏名	谷 口 弘 一
住所	田辺市中万呂	氏名	津 村 光 男
住所	田辺市中万呂	氏名	津 村 恵 子
住所	田辺市天神崎	氏名	畑 中 正 好
住所	田辺市神子浜二丁目	氏名	中 村 哲 治
住所	田辺市明洋二丁目	氏名	前 田 一 彦
住所	田辺市文里一丁目	氏名	真 砂 宏 一
住所	田辺市中万呂	氏名	山 本 智 久
住所	田辺市明洋一丁目	氏名	和 田 美壽々

2 請求の要旨

田辺市は、新庁舎の移転先を「東山オークワ敷地」と決めて強引に進めているが、その移転先は、真砂市長が独断で決めたものである。また、市は、選挙の争点化をさけるかの如くその公表を市長選挙直前に行った故に無投票になり、市民は、その計画に賛否の意思を示す機会が与えられていない。「新庁舎整備基本計画の素案」のパブリックコメントには、過去の事例を大幅に上回る70件ありその大半が反対意見であったのに、それらの意見を田辺市は一切受け入れていない。

実質的にも、移転先オークワ敷地は、巨大地震の際、周囲3方が浸水し孤立して防災機能喪失の懸念が払拭出来ず、予測される巨大津波による市街地の溺死者約1万人の人命救助を最優先に考えれば、適切な移転先とは言い難い。

オークワ建物は、巨大地震の際には倒壊又は崩壊する危険があるとする耐震診断の結果があり改修しなければ営業できない建物であった。なのに、市の負担でその建物を壊し更地にした上で、更地価格で買い取るという事実は、オークワ救済策という疑惑を否定出来ず、不適切な移転計画という他ない。

延べ床面積 1 万 7 千㎡、建築費約82億円とする新庁舎の規模と建設費は、新庁舎完成年2024年より 9 年前の2015年の人口等のデータを基に計画している。しかし、計画時からすると完成時の人口減少が約 1 万人見込まれる。その人口減少を無視する新庁舎は、必要以上に規模が大きいかつ超高額にすぎる。

新武道館が現市役所より海よりの扇が浜に建てたことは、新庁舎をオークワ敷地に移転させることの必要性がないことを実証したといえる。

新型コロナ渦により税収の大幅減が予想されるとともに支出面でも、困窮者や福祉・医療支援、中小飲食・観光・農林漁業などの生業支援に思い切った支出が求められる。しかも、どこの自治体も職員が感染した場合に行政機能が止まらないよう一つの部署を別々の建物に分散勤務させる工夫が検討されている。これらに鑑みれば、市が計画する大規模・超高額・集中型は見直されるべきである。

よって、市民がその賛否を示す機会を求めるべく本請求に及んだ次第である。